３　（略）

４　危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務（災害対策室並びに津波対策企画調整官及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５・６　（略）

（削る）

７～13　（略）

第百十七条　総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官（企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱適正業務企画調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

２　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（航空脱炭素化推進企画官及び航空イノベーション推進官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

３～10　（略）

（削る）

11～13　（略）

（航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官及びグランドハンドリング戦略企画調整官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官及びグランドハンドリング戦略企画調整官それぞれ一人を置く。

２～９　（略）

10　空港機能高度化推進官は、命を受けて、空港等の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに他課及びグランドハンドリング戦略企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11　グランドハンドリング戦略企画調整官は、命を受けて、グランドハンドリング（旅客の安全な乗降の確保、航空機の地上走行の支援その他の空港等内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業に係る業務をいう。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　（略）

４　危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務（災害対策室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５・６　（略）

７　高潮対策企画調整官は、命を受けて、港湾等に関する高潮による被害の軽減に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

８～14　（略）

第百十七条　総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官）

第百十七条　総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、国際展開推進企画調整官、航（企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

２　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（航空脱炭素化推進企画官、国際展開推進企画調整官及び航空イノベーション推進官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

３～10　（略）

11　国際展開推進企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

二　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する調整に関すること。

12～14　（略）

（航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官それぞれ一人を置く。

２～９　（略）

10　空港機能高度化推進官は、命を受けて、空港等の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）